

ケース② 所得者本人の給与収入が500万円で、配偶者の給与収入が130万円かつ年齢70歳未満の場合

## 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)		(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの氏名	
			あなたの住所 又は居所	



◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。  
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

2 あなたの本年中の合計所得金額の見積額 \*1 **3,460,000** 円 判定  90万円以下 (A)  90万円超95万円以下 (B)  95万円超1,000万円以下 (C) 区分 I **A** (左のA~Cを記載)

4 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 \*2 **650,000** 円 判定  38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生) ①  38万円以下かつ年齢70歳未満 ②  38万円超85万円以下 ③  85万円超123万円以下 ④ 区分 II **③** (左の①~④を記載)

1	2	3																																																																								
<table border="1"> <tr><td>あなたの合計所得金額(見積額)</td><td>収入金額等②</td><td>必要経費等③</td><td>所得金額(②-③)</td></tr> <tr><td>給与所得(1)</td><td>5,000,000</td><td></td><td>(注) 3,460,000</td></tr> <tr><td>事業所得(2)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雑所得(3)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配当所得(4)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>不動産所得(5)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職所得(6)</td><td></td><td>(退職所得控除額)</td><td>(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)</td></tr> <tr><td>(1)~(6)以外の所得(7)</td><td></td><td>(うち特別控除額)</td><td>(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)</td></tr> <tr><td>(1)~(7)の合計額</td><td></td><td></td><td>3,460,000</td></tr> </table>	あなたの合計所得金額(見積額)	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)	給与所得(1)	5,000,000		(注) 3,460,000	事業所得(2)				雑所得(3)				配当所得(4)				不動産所得(5)				退職所得(6)		(退職所得控除額)	(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	(1)~(7)の合計額			3,460,000	<table border="1"> <tr><td>配偶者の合計所得金額(見積額)</td><td>収入金額等②</td><td>必要経費等③</td><td>所得金額(②-③)</td></tr> <tr><td>給与所得(1)</td><td>1,300,000</td><td></td><td>(注) 650,000</td></tr> <tr><td>事業所得(2)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雑所得(3)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配当所得(4)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>不動産所得(5)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職所得(6)</td><td></td><td>(退職所得控除額)</td><td>(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)</td></tr> <tr><td>(1)~(6)以外の所得(7)</td><td></td><td>(うち特別控除額)</td><td>(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)</td></tr> <tr><td>(1)~(7)の合計額</td><td></td><td></td><td>650,000</td></tr> </table>	配偶者の合計所得金額(見積額)	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)	給与所得(1)	1,300,000		(注) 650,000	事業所得(2)				雑所得(3)				配当所得(4)				不動産所得(5)				退職所得(6)		(退職所得控除額)	(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	(1)~(7)の合計額			650,000	<p>⇒ 上記の*1欄に転記してください。</p> <p>⇒ 上記の*2欄に転記してください。</p>
あなたの合計所得金額(見積額)	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)																																																																							
給与所得(1)	5,000,000		(注) 3,460,000																																																																							
事業所得(2)																																																																										
雑所得(3)																																																																										
配当所得(4)																																																																										
不動産所得(5)																																																																										
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)																																																																							
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)																																																																							
(1)~(7)の合計額			3,460,000																																																																							
配偶者の合計所得金額(見積額)	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)																																																																							
給与所得(1)	1,300,000		(注) 650,000																																																																							
事業所得(2)																																																																										
雑所得(3)																																																																										
配当所得(4)																																																																										
不動産所得(5)																																																																										
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(⑥-⑥)×1/2又は(⑥-⑥)																																																																							
(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)																																																																							
(1)~(7)の合計額			650,000																																																																							

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

1、2より  
区分IはA→

3、4より  
区分IIは③

区分 I	区分 II										
	A	B	C	④ (*2の見積額を参照してください。)							
				85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

### 6. 左表の重なった部分

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円
<b>380,000</b>	円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。